

第 9 回

岩手中部水道企業団議会定例会

会 議 録

平成 29 年 2 月 13 日 開 会

平成 29 年 2 月 13 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

第9回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 平成29年2月13日 (月曜日) 午後3時29分

2 閉会 平成29年2月13日 (月曜日) 午後4時45分

3 議事日程

日時 平成29年2月13日 (月曜日) 午後3時30分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告並びに施政方針

第4 現金出納検査及び定期監査の報告

第5 一般質問

第6 議案第1号 公用車の事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

第7 議案第2号 岩手中部水道企業団職員の自己啓発等休業条例

第8 議案第3号 岩手中部水道企業団職員の配偶者同行休業条例

第9 議案第4号 岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第5号 紫波町片寄配水区内濁水発生に係る損害賠償の額を定めることについて

第11 議案第6号 平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

第12 議案第7号 平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員(12名)

1番	松田昇君	2番	高橋修君
3番	菊池勝君	4番	平野明紀君
5番	若柳良明君	6番	高橋勤君
7番	伊藤源康君	8番	佐藤恵子君
9番	佐々木純子君	10番	鷹木嘉孝君
11番	八重樫善勝君	12番	武田勝君

6 欠席議員(なし)

7 会議録署名議員

6 番 高 橋 勤君

7 番 伊 藤 源 康君

8 説明のため出席した者

企 業 長

高 橋 敏 彦君

副 企 業 長

上 田 東 一君

〃

熊 谷 泉君

〃

及 川 義 明君

監 査 委 員

本 田 潔君

〃

戸 來 喜美雄君

局 長

菊 池 明 敏君

総 務 課 長

佐 藤 三千代君

経 営 企 画 課 長

高 橋 誠 雄君

給 配 水 課 長

高 橋 卓 也君

工 務 課 長

及 川 賀 生君

浄 水 課 長

小田島 敏 之君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長

齋 藤 賢 也君

花巻市市民生活部長

細 川 祥君

紫波町建設部長

藤 滝 学君

10 職務のため議場に参加した職員

書 記
(総務課課長補佐兼総務係長)

久保田 幸 喜君

午後 3時29分 開会

○議長（武田 勝君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第9回岩手中部水道企業団議会定例会を開催いたします。

午後 3時30分 開議

○議長（武田 勝君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

6番高橋勤議員、7番伊藤源康議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（武田 勝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 業務報告並びに施政方針

○議長（武田 勝君） 日程第3、業務報告並びに施政方針について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第9回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、平成28年度の業務報告並びに平成29年度の施政方針を申し上げます。

初めに、業務報告を申し上げます。

今年度も残すところ1カ月余りとなりましたが、事業統合3年目の当企業団は、構成市町及び議員の御理解と御協力により、管路の更新工事や浄水施設の整備など予定している事業につきましては、順調に進捗しております。

まず、昨年9月の紫波町地内における濁水発生に対する対応につきまして、去る1月11日、内部監査を実施し、状況把握を行ったところであります。

この監査では、水道事業マネジメントシステムに基づき、事務事業の適正化、事故発生時の対応及び事故収束後の対応について調査し、その結果を受け、要因分析を行い、業務改善計画書を提出させたところであり、再発防止に向けた管理体制を整えるよう指示したところであります。

なお、内部監査におきましては、水道事業マネジメントシステムを見直すこととし、事務事業計画書の作成、マネジメントレビューの実施及び内部監査の実施の項目を追加するほか、担当者を明確化するなど、所要の改定をすることといたしました。

また、危機管理マニュアルを改定することとし、濁水発生時における問題点への対応を踏まえ、統合前から引き継がれているマニュアルを精査するとともに、実効性のあるマニュアルとして、今後の災害対応について適切に行えるよう努めてまいります。

次に、平成29年度の施政方針を申し上げます。

水道ビジョンの策定から2年目を迎える平成29年度は、水道ビジョンに掲げる実施施策の着実な実現に向け、前年度に引き続き各種計画策定に向けた取り組み及び水道施設適正化事業における各事業を実施してまいりたいと考えております。

また、水道事業マネジメントシステムレビューの実施による事業の継続的改善に努めるほか、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した事業の実施や効果的な資金運用など、引き続き経営基盤の強化を図ってまいります。

本年5月には、全国水道企業団協議会第61回総会が、当企業団を開催地事務局として北上市で開催されます。その際には、統合先進事業体として改めて広域統合の必要性を全国に発信してまいりたいと考えております。

次に、主な事務事業としては、水道施設の耐震化に向け、北上川浄水場の耐震診断を実施するほか、有収率向上のための漏水調査及び早期の漏水箇所修繕を引き続き実施してまいります。

主な建設改良事業は、今年度から2カ年で施行する古館水源導水管更新工事に着手するほか、新土沢配水池整備事業、小又地区水道施設再編事業などに取り組んでまいります。

また、水道水の安定供給に向け、引き続き広域ループ管布設工事や東和地区送配水管布設工事を進めてまいります。さらに高円万寺浄水場北上川水源地施設更新工事など、各施設の経年更新工事を実施するほか、配水管の更新につきましては、紫波橋添架管などの更新を計画して

おり、3市町合わせて37カ所、延長20.3キロメートルの施工を進めてまいります。

以上、平成28年度業務報告並びに平成29年度施政方針を申し上げましたが、当企業団といたしましても、これまでに引き続き、議員各位並びに構成市町住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、安全安心な水道水の安定供給に努めてまいります。以上であります。

○議長（武田 勝君） ただいまの報告及び方針に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 現金出納検査及び定期監査の報告

○議長（武田 勝君） 日程第4、現金出納検査及び定期監査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（久保田幸喜君） 現金出納検査及び定期監査の報告をいたします。

初めに、現金出納検査について報告いたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計平成28年9月から平成28年12月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

次に、定期監査について報告いたします。

平成28年度定期監査結果報告書。

監査の結果。事務事業の執行状況は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理において改善を要する事項については、口頭により指摘し改善を求めた。

これらの指摘事項については、適切な措置を講じるとともに、周知を徹底し、今後の事務処理に万全を期されたい。以上であります。

○議長（武田 勝君） ただいまの現金出納検査及び定期監査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第5 一般質問

○議長（武田 勝君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、順次質問を許します。5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 5番若柳良明でございます。

質問は1点でございます。

東和、大迫事業所についてであります。

遠隔監視装置が整備でき、業者への委託体制が整い次第、事業所は廃止するとしております。事業所廃止は住民サービスの低下につながると考えられるが、対応策をお伺いいたします。

次に、事業所を廃止する場合は、対象の地域協議会、東和大迫には地域協議会というものが組織されております。そこで対象地区の協議会及び対象地区の住民に説明し、了承を得る必要があると考えますが、所見を伺います。以上であります。

○議長（武田 勝君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 若柳良明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、事業所廃止が住民サービス低下につながらないかとのお尋ねであります。花巻市内の事業所につきましては、平成25年の統合に関する協定書に基づき、統合後、3年以内に統廃合を含め、見直しを行うこととしております。

事業所の主な業務は、管内の水道施設及び管路の維持管理であります。監視装置が事業所ごとに設置されており、夜間休日は、基本的に職員が不在になるため、24時間監視体制が確立されていない状況であります。また、少人数で管理業務を行っているため、限られた職員への負担が大きくなっているのが現状であります。

このような状況を改善するため、事業所に設置している監視装置を基幹浄水場に移設し、24時間集中監視できる体制を構築するとともに、施設管理業務を委託または直営で行い、事業所職員を事務所等に集約し、施設管理の一元化を図ることとしております。

さらに、現在整備している携帯電話網を使った監視装置により、故障等の警報がメールで複数の職員へ配信されるとともに、タブレット端末や企業団事務所のパソコンで状況を把握することができることから、多くの職員による迅速な対応が可能となり、現状よりも維持管理の強化が図られるものと考えております。

また、漏水事故等の対応につきましても、平日日中においては、現場までの移動時間が今よりも若干多くかかりますが、施設監視と同様に夜間休日も含め、24時間監視することで状況をいち早く察知でき、漏水箇所等の早期発見や迅速な修繕対応が可能となるなど、施設管理の一

元化は、住民サービスのさらなる向上につながるものと考えております。

次に、事業所を廃止する場合の住民説明についてのお尋ねであります。議員御指摘のとおり、対象地区の方々に対する説明は重要であると考えております。その方法につきましては、花巻市とも十分協議の上、地域協議会や区長会で説明し、御理解を得てまいりたいと考えております。

また、地域住民に対しましては、企業団広報や花巻市広報等を活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） それでは、何点か再質問いたしますけれども、先ほど答弁の中で漏水箇所なり、あるいはトラブルが発生した場合は携帯電話なり、そういうことで通報が来るということでもありますけれども、基幹浄水場で監視することだけれども、具体的には、場所はどこを特定しているのでしょうか。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 東和の監視につきましては、北上川浄水場での監視を考えております。大迫につきましては、現在検討中でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 今、検討されている危機管理センターとか、そちらとの関係はどういう、関係がないのですか、それかあるのですか。将来的な部分はいかなるものなのでしょうか。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 危機管理センターにつきましては、基本計画で今後詳細を検討してまいりますが、現在の段階では、今動いている基幹浄水場で監視ができ、さらに危機管理センターでも同じ情報がとれるようなことを今後検討していきたいと思っています。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） いずれにしても、東和地区には浄水場が5カ所、あるいはポンプなんか20カ所以上もある。大迫地区においては、浄水場が10カ所、大変数が多いわけでありましてけれども、今はそういう異常があると、夜間の場合は別なわけでありましてけれども、日中であればすぐ行って対処しているという部分でありますけれども、今、事務所が廃止されると、ここから、あるいは別な場所からになるかもしれませんけれども、やはりどうしても時間がかかるのではないかと思いますけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 事業所を廃止して、ここ、あるいは基幹浄水場からということになると、確かに移動時間が多くかかることになってますが、監視体制で見ますと、平日8時間事業所で監視して、夜間は無人のところで、警報があったときに警備員さんが調べてもらうという状況よりは、専門的な技術者が24時間監視している浄水場で監視したほうが、監視面での強化につながると。

大きな事故といいますと、例えばここ2年間を見ていますと、大きな漏水、例えば東和地区でいうと年間1回発生するかどうかというふうな状況ですので、大きい事故のためにかかる時間という頻度を考えれば、むしろそれよりは事故の状況を早く把握して、多くの職員で対応するというほうが、維持管理の強化につながるというふうに考えております。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 業者に委託することも考えているわけでありますけれども、経費とかその辺については、どのような見積もりになっているとか、そういう調査も検討しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 浄水課長。

○浄水課長（小田島敏之君） 委託については見積もりをとっておりまして、東和につきましては1,700万ほど、大迫につきましては1,200万ほどの経費がかかるというふうに見ています。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 今の経費の関係でありますけれども、例えば大迫の1,000幾らということになれば、どこでそういう委託業者を監視することになるのでしょうか。どこの場所で監視することになるのでしょうか。

○議長（武田 勝君） 浄水課長。

○浄水課長（小田島敏之君） お答えします。

その件につきましては、今後検討してまいります。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 今の1,200万ですか、そういう部分の監視体制で十分な24時間、きっちり監視できる体制になるのですか。

○議長（武田 勝君） 浄水課長。

○浄水課長（小田島敏之君） お答えします。

ただいま携帯電話網による監視設備も整備済みになります、もうすぐですね。それは常に持っているわけですし、あと中央監視については基幹浄水場に置くということですので、今より

は監視が強化されるということになると思います。

○議長（武田 勝君） 5 番若柳良明議員。

○5 番（若柳良明君） あと住民への説明の部分でありますけれども、25年7月にこの企業団を立ち上げるとき、7月5日から説明しているわけであります、見直すという形ではなっているかもしれませんが、事業所廃止という部分については、住民の方がそう理解しているわけではありません。十分な説明をして納得がいかなければならないというふうに考えますけれども、再度ここについてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） その件に関しましては、もちろん議員おっしゃるとおり、十分な説明が必要だと考えております。機能強化になる部分も含めまして、いろんな機会を見つけまして、十分な説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（武田 勝君） 以上で、5 番若柳良明議員の質問を終結いたします。

日程第6 議案第1号 公用車の事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

○議長（武田 勝君） 日程第6、議案第1号、公用車の事故に係る損害賠償事件に関する専決処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第1号、公用車の事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について、提案の理由を申し上げます。

事故の概要は、平成28年9月8日午前11時20分ごろ、給配水課職員が北上地内の漏水修理を終え、事務所に帰庁するため県道13号線を東進中、脇見運転により信号を見落としたため、交差する県道297号線を南進する相手車両右側面に衝突したものであります。

和解の内容は、過失割合を企業団100%で、相手方の損害額95万701円を支払うこととし、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る平成28年11月8日、専決処分したものであります。なお、損害賠償額は、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から給付となるものであります。

今般の事故は脇見運転により安全確認を怠ったことが原因であり、まことに遺憾であると深く反省しているところであります。今後とも職員の交通安全意識の高揚を図り、安全運転を心がけるよう一層努力してまいります。よろしく御審議の上、原案のとおり御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。11番八重樫善勝議員。

○11番（八重樫善勝君） 11番。

事故ですから、いずれの市町村によっても、あるいは企業団においても、一部事務組合においても公用車事故というのは、あってしょうがないと言えはあれですが、基本的なことをちょっとお伺いします。

構成市町でも聞くわけなんですけど、今ほど局長がおっしゃられましたので、公益社団法人全国市有物件災害共済会から出るということでありましたが、例えばこの事故によって次年度の予算にどういう項目があると、その項目もちょっと検討しておりませんか、あるいは平成29年度の予算書も渡っておりますので、この予算書でいけば、どこから支出しているんですか。まだ、企業会計の予算解説にちょっとおぼつかない部分がありますが、それをお伺いしたいし、このことによって、来年度の掛金というんですか。予算支出が増減する、あるいはしたという事実はあるんでしょうか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（佐藤三千代君） 議員の御質問にお答えします。

予算の関係でございますが、総係費の保険料からその災害に係る保険料が支払われます。次年度の保険料の変更があるかということですが、これにつきましては、変更はないと。

○議長（武田 勝君） 11番八重樫善勝議員。

○11番（八重樫善勝君） 予算書の27ページの資本的支出のところに1の2の32だったでしょうか、この保険料というのは。平成29年度予算書の27ページの資本的支出の1の2の32ですか。まずこれが1つ、保険料といってもあちこちにあるんですが。

それで、常識的に言って、私どもが交通事故を起こして保険を使うと、次の年には1等級か2等級落ちるんですよ。掛金が上がるんですよ。それが保険の普通の基本的な考えだと思えます。でないと、保険屋さんが支払った額を、次、何で埋めるかということになるでしょう。それは被保険者からというか、保険をかけている人たちから徴収するのにほかならないでしょう。

ですから、公益法人も全国市有物件災害共済会から出ていますという言い回しは、あたかも22万、紫波、花巻、北上住民のお世話にはなっていませんよみたいな感じに受け取られてはまずいんですよ、本当は。この予算だって去年と比べて額も違ってきますし、当然もっと細かい細目もあると思うので、ちょっと調べようがないんですが、実は全国的に見れば、保険料とい

うのは上がっているのではありませんか。

ペナルティーとして、この岩手中部水道企業団だけ保険金を上げるということはないかもしれないですけども、翌年度の保険料というのは上がっているというのが、普通、常識的な考えではないのですか。もしそうでなければ、こういう災害がいっぱいあちこちにあるわけですよ。貯金をしたりして利息でそれを回しているということもあるかもしれんけど、一般的な考え方として説明するとき、こういう言い回しは、私はおかしいなと思いながらずっと来ているんですよ、市においても。あるいはこの企業団とか一部事務組合においても。そこは本当に今までの言い回しでいいんですか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（佐藤三千代君） ただいまの御質問のまず1点目の予算科目についてであります。25ページの32のほうにつきましては損益勘定、要は一般の職員であるわけですけども、27ページの32のほうにつきましては、資本勘定職員、要は建設改良工事に係る公用車の部分についての保険料ということになりますので、2つに分かれているということです。

それから説明の言い回し等につきましては、今後の状況を見ながら、取り組みながらといいますか、考えてまいりたいと思います。

○議長（武田 勝君） 11番八重樫善勝議員。

○11番（八重樫善勝君） 今回、この議案に対して決して反対するものではないんです。ただ、この議案第1号の議案説明のときに、やっぱり今おっしゃったように、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支出されておりますというくだりは、何となく一般的に聞くと、リスクがなかったという、予算的にですよ。というような言い回しに聞こえるんですよ。リスクあったようにしゃべるということではないんですが。

やっぱり保険料は事故の多い年の次の年というのは、全国的に上がっていると考えるのが私は普通だと思うんですよ。幾ら上がったか算出しろということはいませんが、やっぱり心配になるのは、例えば職員も1回だけの人、2回だけの人、3回だけの人なんてあるかどうか分かりませんがね。そういったことまで言われるんだって困るので、やっぱり最後に注意しますと言っていましたけれども、そのとおりのわけでした、注意しても事故ですから仕方がないんですけども、一部職員がですね。何回も複数回、こういうところにお世話になっている方は、やっぱりちょっといろいろなことで注意してもらいたいと思う気持ちで言っております。この議案に反対なわけではありません。

○議長（武田 勝君） 5番若柳議員。

○5番（若柳良明君） 損害賠償及び和解の相手方の欄に、運転者の氏名も記載になっておりますけれども、花巻市の場合などには、運転者の氏名等は明らかにしてないところであります。構成市町の取り扱い等を参考にし、ここに運転者の氏名は記載しなくてもいいのではないかと考えますけれども、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（佐藤三千代君） お答えします。

この議案書の書式につきましては、北上市を参考に作成したところでありまして、このような形になっています。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 事故の発生時が9月8日ということでありまして、前日が9月7日の濁水事故発生の翌日ということでありまして、7日の日、給配水課の皆さんは、深夜、あるいは徹夜のような業務状態であったというふうに伺っておりますけれども、そうした公務に起因したものである恐れといたしますか、そうしたこともちょっと懸念をされる事故だなあというふうに思うわけですが、恐らく軽自動車だと思いますので、軽自動車に相手方に100万近い損害を与えるというのは、やはり大きな事故であろうというふうに思います。けがの状態などもどうだったのかちょっとわかりませんが、そうした関連といたしますか、そうしたことなどについてはどうだったのかということを、明らかにできる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 議員のおっしゃるとおり、濁水事故の次の日ということで、正直な話、職員は疲れていたと。給配水課、その他の職員もほぼ徹夜状態でしたので、それについては再三、交通事故には必ず気をつけるように、運転には必ず気をつけるようにという注意喚起は、本当に再三行ったところであります。

こうして次の日ということですが、関連性は正直なところわかりません。ただ、やっぱり気をつけるべきを若干緩慢になった部分は否めないと思っておりますので、その点に関しまして、先ほどの危機管理マニュアルではありませんが、交代の部分も含めて考えていくべきだと思っております。

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、公用車の事故に係る損害賠償事件に関する専決処分についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 岩手中部水道企業団職員の自己啓発等休業条例

○議長（武田 勝君） 日程第7、議案第2号、岩手中部水道企業団職員の自己啓発等休業条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第2号、岩手中部水道企業団職員の自己啓発等休業条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の能力開発のための大学等課程の履修または国際貢献活動を支援するため、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を制定しようとするものであります。

なお、施行日は平成29年4月1日からとし、本条例の規定による承認の手続は、施行日以前より行えることとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、岩手中部水道企業団職員の自己啓発等休業条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 岩手中部水道企業団職員の配偶者同行休業条例

○議長（武田 勝君） 日程第8、議案第3号、岩手中部水道企業団職員の配偶者同行休業条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第3号、岩手中部水道企業団職員の配偶者同行休業条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法第26条の6の規定に基づき、外国で勤務等をする配偶者と生活とともにすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を制定しようとするものであります。

なお、施行日は平成29年4月1日からとし、本条例の規定による承認の手続は、施行日以前より行えることとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、岩手中部水道企業団職員の配偶者同行休業条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第9、議案第4号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第4号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、大規模災害発生時及び武力攻撃事態等、緊急時において、国の行政機関または他の地方公共団体より派遣される職員に対して支給する手当の基準を定めようとするものであります。

なお、施行日は平成29年4月1日からとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 紫波町片寄配水区内濁水発生に係る損害賠償の額を定めることについて

○議長（武田 勝君） 日程第10、議案第5号、紫波町片寄配水区内濁水発生に係る損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程になりました議案第5号、紫波町片寄配水区内濁水発生に係る損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

事故の概要は、紫波町片寄配水区の漏水調査の際に、地域を区切るバルブ操作により濁水が発生し、その影響で平成28年9月7日午後1時30分ごろから、株式会社岩手チキン工房工場への給水ができなくなり、製造を約半日間中断したことにより損害を与えたものであります。

和解の内容は、製造中断により製造できなかった商品販売代金と、製造ライン停止作業等の時間外人件費を合わせ、相手方の損害額137万6,855円を支払おうとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、紫波町片寄配水区内濁水発生に係る損害賠償の額を定めることについ

てを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（武田 勝君） 日程第11、議案第6号、平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第6号、平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

初めに、予算第2条、業務の予定量であります、(4)主要な建設改良事業のうち、配水及び給水施設整備事業の既決予定量に632万6,000円を増額し4億6,612万1,000円に、水道広域化促進事業の既決予定量から11億905万1,000円を減額し23億5,719万6,000円にそれぞれ補正するものであります。

事業の詳細につきましては、資本的収入及び支出の説明で申し上げます。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出であります、詳細は11ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、あわせてごらんください。

水道事業費につきまして、既決予定額に5,167万6,000円を増額し、予算額を60億4,803万円にするものであります。

内容といたしましては、紫波町における濁水発生に伴う補償金及び汚水処理費用負担金のほか、人事院勧告等による賞与引当金繰入額の増額、水道広域化促進事業費の減額等に伴う支払い消費税の増額について、それぞれ補正するものであります。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出であります、詳細は同じく11ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、あわせてごらんください。

資本的収入につきましては、既決予定額から9億778万7,000円を減額し、予算額を25億6,212万8,000円にするものであります。

内容につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金内示額の減額により、建設改良等企業債、国庫補助金の減額について、それぞれ補正するものであります。

次に、資本的支出につきましては、既決予定額から 9 億1,865万2,000円を減額し、予算額を 49億2,732万3,000円にするものであります。

内容につきましては、人事院勧告等による人件費の調整のほか、生活基盤施設耐震化等交付金内示額の減額に伴う工事請負費等の減額、企業債の一部繰り上げ償還等による企業債償還金の増額について、それぞれ補正するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は23億6,519万5,000円ではありますが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 億4,569万1,000円と過年度分損益勘定留保資金22億1,950万4,000円で補填するものであります。

2 ページをお開き願います。

予算第 5 条の債務負担行為であります、北上川浄水場夜間及び休日運転管理業務委託、岩手中部浄水場運転管理業務委託、高円万寺浄水場運転管理業務委託及び危機管理センター整備基本計画策定等業務委託の 4 件につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定し、追加しようとするものであります。

予算第 6 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります、職員給与費の既決予定額に632万6,000円を増額し 5 億5,159万6,000円にするものであります。

内容につきましては、人事院勧告等による人件費の調整によるものであります。

以上、平成28年度補正予算（第 1 号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。4 番平野明紀議員。

○4 番（平野明紀君） 4 番。

3 点についてお伺いいたします。

まず 2 ページの債務負担行為の 4 番目、危機管理センター整備基本計画策定等業務委託の部分ですけれども、この10月の議会でも議論になりましたけれども、具体的な中身というのは、多分まだ、今後定めた上で議会への説明ということにもなるんだろうというふうに思いますけれども、今回に見込まれている予算の中身といいますか、というのは、こういうふうなものの計画をつくるんですけれども、あらかじめもう見込んだ状態でのといいますか、きょうお話しいただける範囲で結構ですけれども、どの程度のものを作成するというふうなことでの中身の業務委託ということなのかを、ちょっと御説明をお願いしたいというふうに思います。

あと11ページですけれども、予算事項別明細書のうち、1 の 1 の 4 配水及び給水費の30節負

担金の部分ですけれども、恐らく先ほど汚水処理負担金というお話がありましたので、その部分かなあというふうに思いますけれども、恐らく濁水の事故にかかわる部分なのかなというふうに思いますけれども、その中身というのは、全額と言うと変ですけれども、どういう算定根拠になっているのかを、ちょっとお願いをしたいというふうに思います。

あとその下、資本的収入及び支出のうちの収入、支出にもかかわりますけれども、生活基盤施設耐震化等交付金内示額の減によるということで、結構大きな額の減額補正というふうになっておりますけれども、これは当初見込んだほど、国のほうでの事業が採択にならなかったということなのか、あるいは何かの事情でこうした大きな額の減額になっているのか、その辺のところの補足説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） まず最初に、危機管理センターの基本計画の業務委託、現段階でわかる範囲でということですが、これから仕様書をつくりまして、これから発注かけたいというふうに思っているわけですが、現段階で考えられるところを二、三申し上げますと、まずは第1に、今の企業団の危機管理体制の現状と課題というものを一回再整理いたしまして、その上で、危機管理センターの整備の基本方針ということをまず掲げたいんだと。そして、その実現のための対応策をまとめたいというふうに考えております。これが第1点です。

それから、第2は、いろいろな施設が必要とされると思いますけれども、その施設の基本計画をまとめる。例えば必要な部屋とかでね、それから規模、そういったものの基本計画をまとめたいというふうな考えを持っております。

それから、3つ目は集中監視システムでございます。集中監視システムの基本計画をまとめる。その際に、現在の監視システムの状況というものも課題というものがございますので、その課題を整理した上で、では、どうあるべきかといったところを基本計画でまとめたいなというふうに思います。

そして、以上の施設及び監視システムにつきましては、当然どのぐらいの額になるのかといった部分が必要になってまいります。この概算事業費も当然はじいて、そしてそれを反映させた形で財務シミュレーション、経営というものはどう成り立っていくものかということも企業団の内部で検討したいなと。内部といいますのは、構成市町も含めて合意形成を図りながら、規模等を決めたいなというふうに考えております。危機管理センターについては、大体それぐらいであります。

それから負担金ですが、負担金につきましては、御承知のように濁水に伴いまして、水道利用者が排水した水、それは最終的には紫波町さんの浄化センターに行って処理されるわけでございますけれども、それに係る処理費用を企業団が紫波町さんへ負担をするというという内容でございます。47万2,000円なわけでございますが、紫波町さんと昨年末協議をした結果、このような額になったわけでございますが、今回の濁水の排水というのは、一時的な下水道の処理施設への使用料とみなしまして、その維持管理費、例えば電気料とか動力費、それから処理のための薬品費ですね。そういったものを換算いたしまして47万2,000円という額を紫波町さんから御提示いただきまして、その額が企業団にとっても理にかなったといいますか、妥当なものと判断いたしまして、このように協議を終えたところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（武田 勝君） 工務課長。

○工務課長（及川賀生君） それでは、私のほうから3番目の国庫補助金の内示額について御説明いたします。

国庫補助金ですが、当企業団では、水道広域化促進事業に当たります。それを包括したものが生活基盤施設耐震化等交付金となっております。

平成27年度10月に28年度の補助金要望を提出しております。その時点での額が9億920万円となっておりますが、今年度5月の時点でそれについての内示が示されております。そのときの内示額でございますが5億9,554万6,000円、要望額に対して65%と低い額になっております。その後、9月に追加内示がございまして、その額が1,256万7,000円となっております。当初の内示額と追加内示を合計いたしますと、ここに示したとおり6億811万3,000円となっております。以上でございます。

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

○議長（武田 勝君） 日程第12、議案第7号、平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第7号、平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

初めに、予算第2条、業務の予定量について申し上げます。

給水戸数は8万8,900戸を予定しており、前年度当初予算と比較して400戸の増加を見込んでおります。

年間総配水量は2,448万7,769立方メートルを予定しており、前年度当初予算と比較して21万9,444立方メートルの減少を見込んでおります。

主要な建設改良事業であります。原水及び浄水施設整備事業を2億2,263万3,000円、配水及び給水施設整備事業を4億8,494万2,000円、水道広域化促進事業を47億7,000万3,000円とし、それぞれ実施しようとするものであります。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益を62億2,464万9,000円、水道事業費を60億3,266万8,000円としております。

21ページ以降の予算事項別明細書に詳細を記載しておりますので、21ページをお開き願います。

水道事業収益のうち、給水収益は49億3,846万3,000円であり、水道事業収益の79.3%を占めております。

22ページをお開き願います。

水道事業費では、原水及び浄水費として施設の維持管理費等を計上しておりますが、主なものといたしまして、委託料に各浄水場の運転管理業務委託、北上川浄水場耐震診断業務委託のほか、修繕費や動力費等をそれぞれ計上しております。

23ページの配水及び給水費には、主なものといたしまして、委託料に漏水調査業務委託、消火栓点検業務委託のほか、修繕費に漏水修繕等の経費を計上しております。

24ページをお開きいただきまして、業務費には、委託料の料金徴収業務委託料等のほか、水道料金収納に係る経費を計上しております。総係費には、主なものといたしまして、退職手当負担金に岩手県市町村総合事務組合負担金、25ページに移りまして、委託料に危機管理センター整備基本計画策定等業務委託等の経費をそれぞれ計上しております。

そのほかの収益及び費用の内容につきましては、ここに記載したとおりであります。

1 ページにお戻り願います。

予算第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入を40億3,084万7,000円、2 ページをお開きいただきまして、資本的支出を71億8,814万8,000円としております。

26ページ以降に詳細を記載しておりますので、26ページをお開き願います。

資本的収入の主な内容は、建設改良等企業債15億3,360万円、構成市町出資金7億9,745万5,000円、国庫補助金14億100万9,000円であります。

27ページの資本的支出であります。建設改良費のうち原水及び浄水施設整備費では、小又地区水道施設の緩速ろ過方式による実証実験業務委託のほか、北上川浄水場高圧受電設備更新工事に伴う監視制御装置改良工事を施行しようとするものであります。

配水及び給水施設整備費では、豊沢橋配水管添架工事のほか、水道管移設補償工事等を施行しようとするものであります。

水道広域化促進事業費では、古館水源導水管更新工事、新土沢配水池整備工事、東和地区送配水管整備工事のほか、老朽管や経年施設の更新工事、広域ループ管の整備等を施行しようとするものであります。

営業設備費には、公用車ほか水質検査機器、施設管理台帳システム等の取得費を計上しております。そのほかの収入及び支出の内容につきましては、ここに記載しているとおりであります。

以上の結果、1 ページの予算第4条にお戻りいただきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は31億5,730万1,000円ありますが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億8,864万3,000円と過年度分損益勘定留保資金28億6,865万8,000円で補填しようとするものであります。

2 ページをお開き願います。

予算第5条、債務負担行為であります。豊沢橋配水管添架工事、広域水道企業団資産更新等工事、高円万寺浄水場北上川水源地施設更新工事及び古館水源導水管更新工事の4件につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定するものであります。

予算第6条、企業債であります。配水整備及び浄水設備事業として15億3,360万円を限度額とするものであります。

予算第7条、一時借入金であります。5億円を限度額とするものであります。

3 ページの予算第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、第9条に定め

る経費であります職員給与費及び交際費以外の同一款内の間の流用をすることができるとするものであります。

予算第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費及び交際費につきましては、それぞれ記載しております。

なお、職員給与費につきましては、9ページ以降の給与費明細書のとおりであります。

予算第10条、構成市町からの補助金につきましては2,391万3,000円とし、国が定める繰り出し基準に基づき算出される企業債利息と児童手当の支給に関する繰出額を記載しております。

予算第11条、たな卸資産購入限度額につきましては9,533万3,000円とし、修理用資材及び水道メーターの購入に充てるものであります。

以上、平成29年度予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） 本日の会議は、議事の都合により会議時間を延長いたします。

これより質疑に入ります。質疑の方はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（武田 勝君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第9回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 4時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 武 田 勝

岩手中部水道企業団議会議員 高 橋 勤

岩手中部水道企業団議会議員 伊 藤 源 康

